令和3年度介護報酬改定の主な事項について

下記の富谷市で定める条例において、令和3年4月1日より改正が行われます。

- ① 富谷市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、地域密着型条例)
- ② 富谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下、地域密着型予防条例)
- ③ 富谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下、居宅介護条例)
- ④ 富谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下、予防支援条例)

~改正の概要~

【①~④の共通する改正点】

- (1) 市介護保険事業計画及び県介護保険事業支援計画(介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報)を活用し、適切かつ有効にサービス提供を行うよう努めること。(地域密着型条例第3条第4項,地域密着型予防条例第3条第4項,居宅介護条例第4条第6項,予防支援条例第4条第6項)
- (2) 運営規程の中に、虐待防止のための措置に関する事項を記載すること(令和6年3月31日まで経過措置)。(地域密着型条例第31条,第55条,第59条の12,第59条の22,第59条の36,第73条,第100条,第122条,第145条,第168条,第186条,第202条,地域密着型予防条例第27条,第57条,第80条,居宅介護条例第21条,予防支援条例第20条)
- (3) **ハラスメント対策を強化する観点から、適切なハラスメント対策を求める。**(地域密着型条例第 32条第 5 項, 第 56条第 5 項, 第 59条の 13 第 4 項, 第 80条, 第 108条, 第 123条第 4 項, 第 146条第 5 項, 第 169条第 4 項, 第 187条第 5 項, 第 202条, 地域密着型予防条例第 28条第 4 項, 第 65条, 第 81条第 4 項, 居宅介護条例第 22条第 4 項, 予防支援条例第 21条第 4 項)
 - →適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。
- (4) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画(業務継続計画)等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける(令和6年3月31日まで経過措置)。(地域密着型条例第32条の2、第59条,第59条の20,第59条の22,第59条の40,第80条,第108条,第128条,第149条,第177条,第189条,第202条,地域密着型予防条例第28条の2,第65条,第86条,居宅介護条例第22条の2,予防支援条例第21条の2)

- (5) **感染症の発生及びきん延等に関する取組の徹底を求める(令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置)。**(地域密着型条例第 33 条第 3 項,第 59 条,第 59 条の 16 第 2 項,第 59 条の 22,第 59 条の 40,第 80 条,第 108 条,第 128 条,第 149 条,第 171 条第 2 項第 3 号,第 189 条,第 202 条,地域密着型予防条例第 31 条第 2 項,第 65 条,第 86 条,居宅介護条例第 24 条の 2,予防支援条例第 23 条の 2)
 - ・施設系サービス→現行の取組に加え、訓練(シミュレーション)の実施
 - ・その他サービス→委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等
- (6) **運営規程等の重要事項の掲示について、事業所への掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等に備えおくことを可能とする。**(地域密着型条例第 34 条第 2 項, 第 59 条, 第 59 条の 20, 第 59 条の 22, 第 59 条の 40, 第 80 条, 第 108 条, 第 128 条, 第 149 条, 第 177 条, 第 189 条, 第 202 条, 地域密着型予防条例第 32 条, 第 65 条, 第 86 条, 居宅介護条例第 25 条, 予防支援条例第 24 条)
- (7) **運営規程や加算の条件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携推進の観点からテレビ電話等を活用して実施することを認める。**(地域密着型条例第 39 条, 第 59 条の 17, 第 59 条の 38, 第 59 条の 40, 第 80 条, 第 87 条, 第 108 条, 第 117 条第 7 項, 第 128 条, 第 138 条 第 6 項第 1 号, 第 149 条, 第 157 条第 6 項第 1 号, 第 158 条第 6 項, 第 171 条第 2 項第 1 号, 第 175 条第 1 項第 3 号, 第 177 条, 第 182 条第 8 項第 1 号, 第 189 条, 第 202 条, 地域密着型予防条例第 39 条, 第 49 条, 第 65 条, 第 78 条第 3 項第 1 号, 第 86 条, 居宅介護条例第 16 条第 1 項第 9 号, 予防支援条例第 33 条第 1 項第 9 号)
 - →利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、個人情報等を適切に取り 扱いながら、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - →利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電 話等を活用しての実施を認める。
 - ※利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。
- (8) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指 針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける(令和 6 年 3 月 31 日経過措置)。(地域 密着型条例第 3 条第 3 項, 第 40 条の 2, 第 59 条, 第 59 条の 20, 第 59 条の 22, 第 59 条の 40, 第 80 条, 第 108 条, 第 128 条, 第 149 条, 第 177 条, 第 189 条, 第 202 条, 地域密着型予防条例 第 3 条第 3 項, 第 37 条の 2, 第 65 条, 第 86 条, 居宅介護条例第 4 条第 5 項, 第 30 条の 2, 予防 支援条例第 4 条第 5 項, 第 29 条の 2)
- (9) **署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等を認める。**(地域密着型条例第 203 条, 地域密着型 予防条例第 91 条, 居宅介護条例第 35 条, 予防支援条例第 36 条)
 - →利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能 であることや代替手段を明示する。
 - →諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。

【①、②に該当する改正点】

- (1) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修 を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける(令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置)。(地 域密着型条例第 59 条の 13 第 3 項, 第 59 条の 22, 第 59 条の 40, 第 80 条, 第 108 条, 第 123 条第 3 項, 第 146 条第 4 項, 第 169 条第 3 項, 第 187 条第 4 項, 第 202 条, 地域密着型予防条例第 28 条 第 3 項, 第 65 条, 第 81 条第 3 項,)
- (2) 非常災害対策(計画策定、関係機関との連絡体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護 サービス事業者(通所系、短期入所系、特定、施設系)を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければならない。(地域密着型条例第59条の15第2項,第59条 の40、第80条、第149条、第177条、第189条、地域密着型予防条例第30条第2項,)

【サービスごとの主な改正点(市指定サービスのみ記載)】

- ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護
 - ・広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務が可能とする。(地域密着型第82条第6項、地域密着型予防条例第44条第6項)
 - ・過疎地域において登録定員及び利用定員を超えてのサービス提供ができる(一定期間・市が認めた場合に限る)。(地域密着型条例第 101 条、地域密着型予防条例第 58 条第 2 項)
- ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護
 - ・3 ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤 2 人以上の配置を選択できる。(地域密着型条例 第 110 条第 1 項, 地域密着型予防条例第 71 条第 1 項)
 - ・**サテライト型事業所の創設。**(地域密着型条例第 110 条第 9 項, 第 111 条第 22 項, 地域密着型予防 条例第 71 条第 9 項, 第 72 条第 2 項)
 - ・ユニットの弾力化。(地域密着型条例第 113 条, 地域密着型予防条例第 74 条)(現行) 原則 1 又は 2 、地域の実情により 3(改定後) 1 以上 3 以下
 - ・「第三者による外部評価」について、自己評価を運営推進会議で報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけ、当該仕組みと既存の外部評価によるいずれかから受けることとする。(地域密着型条例第 117 条第 8 項、地域密着型予防条例第 87 条)
- ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
 - ・地域密着型特別養護老院ホーム(サテライト型居住施設を除く)において、他の社会福祉施設等と の連携を図ることが出来る場合は、栄養士を置かないことが可能とする。(地域密着型条例第 151 条第 1 項)
 - ・管理栄養士の配置の位置づけを追加し、栄養管理を計画的に実施することを求める(令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置)。(地域密着型条例第 151 条第 1 項第 4 号, 第 163 条の 2, 第 189 条)

- ・従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の 兼務を可能とする。(地域密着型条例第 151 条第 3 項)
- ・サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型住居施設の入所者の処遇の適切に行われていると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。(地域密着型条例第 151条第 8 項第 1 号)
- ・**口腔衛生の管理体制を整備すること(令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置)。**(地域密着型条例第第 163 条の 3、第 189 条)
- ・事故発生の防止と発生時の適切な対応の推進する観点から、安全対策担当者を定めることを義務化 (令和3年10月まで経過措置)。(地域密着型条例第175条第1項第4号)
- ・個室ユニット型施設について、1 ユニットの定員について以下の見直しを行う。(地域密着型条例第 180条)

(現行) おおむね 10 人以下としなければならない

(改定後) 原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

○看護小規模多機能型居宅介護

・過疎地域において登録定員及び利用定員を超えてのサービス提供ができる(一定期間・市が認めた場合に限る)。(地域密着型条例第 202 条)

○居宅介護支援事業所

- ・前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与、の各サービスの利用割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、説明を行い、理解を得ること。(居宅介護条例第7条第2項)
- ・区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入(令和3年10月施行)。(居宅介護条例第16条第1項第20号の2)

参考資料: 令和 2 年度 全国介護保険·高齢者保健福祉担当課長会議資料(令和 3 年 3 月 9 日)